

兵庫県公報

令和4年3月22日 火曜日 第295号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（産業保安課）	1
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定予定（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（同）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	10
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○ 道路の区域の変更（同）	11
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	11
○ 八鹿都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	11
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	12
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（北播磨県民局）	14
病院局公告	
○ 落札者等の公示（県立丹波医療センター）	15
○ 随意契約の相手方等の公示（県立がんセンター）	15
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	15
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立教育研修所）	18
○ 随意契約の相手方等の公示（県立美術館）	18

告 示

兵庫県告示第347号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社 J A ドリーム
姫路市三左衛門堀西の町216
代表取締役社長 福本博之
- 2 認定年月日及び認定番号

令和4年3月10日
第47号



兵庫県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和4年3月11日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	栗田新大池地区	令和4年3月22日から 同年4月11日まで	たつの市役所



兵庫県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
神崎郡福崎町東田原字北浦谷乙1599の10（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡福崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町小代区水間字伊賀谷275から277まで、295、小代区水間315から320まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小代区水間字伊賀谷275・276・295（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、小代区水間315から318まで・320（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第351号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
執行役員加古川製鉄所長 北山修二

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	61号ホ 湿式集じん施設	
能	力	1,400m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後6箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	7～12	7～12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	3
	浮遊物質 (単位 mg/L)	200	300

最大の値	窒素含有量 (単位 mg/L)	2.2	4.4
	りん 酸含有量 (単位 mg/L)	0.1	0.2
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		576	576

備考 汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月22日から同年4月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第352号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本丸天醤油株式会社
たつの市揖保川町半田672
代表取締役社長 延賀海輝
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本丸天醤油株式会社
たつの市揖保川町半田672
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	5号口 洗浄施設		5号へろ過施設 (No. 1、No. 2)	
能	力	120本/分		2.5kL/日・基	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		9時～17時 8時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～7	6～8.5	5.2	4.7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	2,300	2,400
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	1,450	1,500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	20	800	1,800
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	3	5	100	150
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.2	0.3	10	20
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		8	16	0.7/基	1/基

5号ホ 精製施設 (No. 1)		5号ホ 精製施設 (No. 2)	
6kL/日		500L/日	
同 左		許可後	
同 左		着手後5日	
同 左		完成後	
10時～25時 15時間		24時間連続	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
5.2	4.7	6～7	6～8.5
2,250	2,800	2,640	2,970
2,250	2,800	1,650	1,650
2,250	2,800	44	44
270	340	2,640	2,970
26	41	198	220
8	10	0.4	0.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		排水処理施設							
変 更 前 後 の 区 分		変 更 前				変 更 後			
型	式	バイオルンシステム				同 左			
構	造	鉄筋コンクリート製				同 左			
主 要 寸 法		32.5m×7.6m×5.35m				同 左			
能 力		600m ³ /日				同 左			
汚 水 等 の 処 理 方 式		生物処理				同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設				同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		なし				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～ 7	4～ 10	6～ 7	5.8～ 8.6	6～ 7	4～ 10	6～ 7.5	5.8～ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	500	15	30	300	500	15	30
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	195	365	30	50	195	365	30	50
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	110	280	15	40	110	280	15	40
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	100	150	20	50	100	150	20	50
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	10	18	6	12	10	18	20	12
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m ³ /日)		415	517	415	517	188	442	188	442

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前					変更後	
排水口名		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 1	
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	415	96	48	63	78	225	
	最大	517	176	70	101	104	546	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	
	最大	5.8～ 8.6	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	5.8～ 8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	15	10	10	10以下	1	13	
	最大	30	20	10	10以下	1	30	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	30	10	10	10以下	1	25	
	最大	50	20	10	10以下	1	50	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	15	10	10	10以下	1	13	
	最大	40	20	10	10以下	1	40	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	20	3	3	3	3	17	
	最大	50	5	5	5	5	50	
りん 含有量 (単位 mg/L)	通常	6	0.2	0.2	0.2	0.2	5	
	最大	12	0.3	0.3	0.3	0.3	12	

No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8～No. 24
40	1	12	25	26	2	雨水専用排水口
180	10	30	56	61	10	
6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	6.5～ 7.5	
6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	6.0～ 8.0	
1	1	1	1	1	1	
10	10	10	10	10	10	
1	1	1	1	1	1	
10	10	10	10	10	10	
1	1	1	1	1	1	
10	10	10	10	10	10	
3	3	3	3	3	3	
5	5	5	5	5	5	
0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月22日から同年4月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第353号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

淡路市大谷字濱881番2、881番8、882番1、882番4、884番、885番1の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第354号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

川西市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.5.273号 豊川橋山手線

3 事業施行期間

平成29年9月12日から令和4年10月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成29年9月12日兵庫県告示第831号の事業地のうち、兵庫県川西市小戸3丁目、美園町及び絹延町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月22日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月22日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 福住三田線	三田市須磨田字下須磨田1113番から 同市須磨田字下須磨田1067番まで	旧	7.0から 20.0まで	322.0	
		新	9.0から 31.0まで	322.0	

兵庫県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和4年3月22日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	加古川市尾上町養田字宮ノ前745番1から 高砂市高砂町字藍屋町1421番16まで	旧	15.0から 32.0まで	486.0	
		新	18.0から 35.0まで	486.0	一部 予定地

兵庫県告示第357号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業小野市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第358号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
養父市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
八鹿都市計画下水道事業養父市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成5年1月19日から平成34年3月31日まで
変更後 平成5年1月19日から令和10年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第359号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
一般社団法人アフレル	神戸市中央区日暮通1丁目1番21号ヌーベル春日201	神戸市中央区日暮通1丁目1番21号ヌーベル春日201	令和4年3月8日

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アクロスプラザ西脇
 所在地 西脇市高田井町55-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	吉田勝彦
- 3 変更事項
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	長津克司
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	吉田勝彦
- 4 変更年月日
 令和3年4月1日
- 5 届出年月日
 令和4年3月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
令和4年3月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和4年7月22日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 伊伝居複合商業施設
所在地 姫路市伊伝居字岸ノ下516-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
NTT・TCリース株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	成瀬明弘
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
ゴダイ株式会社	姫路市錦町104番地	浦上晃之
株式会社宝橋	姫路市白浜町甲792-18	亀田寛明
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
ゴダイ株式会社	姫路市綿町104番地スクエアビル2F	浦上晃之
株式会社宝橋	姫路市白浜町甲792番地	亀田寛明
- 4 変更年月日
令和2年3月17日
- 5 届出年月日
令和4年3月3日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和4年3月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和4年7月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡5丁目144番地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市末広3丁目18-44
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年7月21日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-9号（3稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡5丁目148番地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市末広3丁目18-44
株式会社グッドラインハウジング 代表取締役 松本克基
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年7月21日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-10号（3稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市福井三丁目1447番の一部、1448番の一部、1452番、1453番1、1453番3、1454番、1455番の一部、1456番の一部、1918番1の一部、1918番2の一部、1918番3、1918番5、1918番6、1918番38
同市本町三丁目1451番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市西区岩岡町岩岡1202番地
株式会社ナカ建商 代表取締役 中尾英作
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年12月27日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-11-2号（3三木）

病院局公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年3月22日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立丹波医療センター院長 西崎 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立丹波医療センター、丹波市ミルネ診療所及び丹波市ミルネ訪問看護ステーションの清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立丹波医療センター 丹波市氷上町石生2002番地7
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月8日
- 4 落札者の相手方の名称及び住所
日東カストディアル・サービス株式会社神戸支店 神戸市中央区三宮町3丁目7番6号
- 5 落札金額
146,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年12月24日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月22日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立がんセンター院長 富永 正寛

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立がんセンター施設の総合施設管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年2月15日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本管財株式会社 西宮市六湛寺町9番16号
- 5 随意契約に係る金額
147,048,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、

政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表西宮市の項中

「

西宮市立共同利用施設上甲子園センター	西宮市甲子園口3丁目9-3
大筒市民館	西宮市津門大筒町7-29

」

を

「

西宮市立共同利用施設上甲子園センター	西宮市甲子園口3丁目9-3
--------------------	---------------

」

に、

「

西宮市立香櫨園市民センター	西宮市川西町4-5
---------------	-----------

」

を

「

西宮市立香櫨園市民センター	西宮市川西町4-5
津門市民館	西宮市津門綾羽町6-12

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既に指定した施設に関し、取消し及び所在地の変更をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

吉田アーデント病院	同 市灘区原田通1丁目3-17
-----------	-----------------

」

を

「

吉田アーデント病院	同 市灘区灘北通5丁目9-1
-----------	----------------

」

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

特別養護老人ホーム かもこの風	同 市東灘区鴨子ヶ原3丁目19-30
-----------------	--------------------

を「

特別養護老人ホーム かもこの風	同 市東灘区鴨子ヶ原3丁目19-30
介護老人福祉施設 ケアホーム住吉	同 市東灘区住吉山手7丁目1-2
シニアスタイル神戸住吉	同 市東灘区住吉東町4丁目2-17
サービス付き高齢者向け住宅 うめの宿り	同 市東灘区深江本町4丁目4-17

に、「

特別養護老人ホーム あいハート須磨	同 市須磨区松風町4丁目2-26
有料老人ホーム パーマリィ・イン須磨	同 市須磨区千守町1丁目5-23

を「

特別養護老人ホーム あいハート須磨	同 市須磨区松風町4丁目2-26
-------------------	------------------

に、「

住宅型有料老人ホーム さんよう名谷	同 市須磨区西落合2丁目2-9
-------------------	-----------------

を「

住宅型有料老人ホーム さんよう名谷	同 市須磨区西落合2丁目2-9
介護付有料老人ホーム モア・アビタシオン須磨	同 市須磨区千守町1丁目5-23

に改め、同表西宮市の項中

「

ケアハウス コティ武庫川別邸	同 市一里山町14-1
----------------	-------------

を「

ケアハウス コティ武庫川別邸	同 市一里山町14-1
介護付有料老人ホーム チャームスイート仁川	同 市仁川町4丁目2-30

に改め、同表伊丹市の項中

「

社会福祉法人 明照会 特別養護老人ホーム あそか苑 プンダ館	同 市中野西1丁目108-1
--------------------------------	----------------

」

を

「

社会福祉法人 明照会 特別養護老人ホーム あそか苑 プンダ館	同 市中野西1丁目108-1
特別養護老人ホーム ケアハイツいたみ	同 市中野西1丁目141

」

に改め、同表小野市の項中

「

特別養護老人ホーム くつろぎの杜	同 市市場町926-462
------------------	---------------

」

を

「

特別養護老人ホーム くつろぎの杜	同 市市場町926-462
はっぴーらいふ小野	同 市王子町886-1

」

に改める。

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年3月22日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 小山智久

- 1 落札に係る業務件名及び数量
令和4～6年度ひょうごっ子悩み相談夜間・休日電話相談業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立教育研修所 加東市山国2006-107
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月28日
- 4 落札者の名称及び住所
ソーシャルアドバンス株式会社 神戸市中央区東町123番地の1
- 5 落札金額（税抜）
19,630,080円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和4年1月18日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月22日

契約担当者

兵庫県立美術館長 蓑 豊

- 1 随意契約に係る業務の名称及び数量
兵庫県立美術館美術情報システム更新業務（賃貸借）一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立美術館 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年2月9日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通リース・ソレキア兵庫県立美術館美術情報システム更新業務共同事業体
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
1,121,890円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続き
随意契約
- 7 入札を公告した日
令和3年12月28日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。